### 収支報告書

令和6年分 開催分)

(ふりが	な)	よこたともひろこうえんかい		政治団体の区分									
1 政治団体	の名称	横田ともひろ後援会		□ 政 □ 政	党	σ	)	支	党 部	□ 政治資金 の 規 定	規正法第18 に よ る		第1項 団 体
2 主たる事務所	の所在地	長崎県諫早市平山町357一		□ 政	治	<u>資</u>	金	<u></u>	体	☑その他	他の政治団	治し	
3 代 表 者 4	- の 氏 名	(姓) (名)							カ 区 域	はの区分			
		横田 朋大		□ 2以上の都道府県の区域等				☑ 同一の都道府県の区域内					
4 会計責任者の氏名		(姓) (名)	_										
		横田		篁	金管理	団体の	指定の	有無		国会議員	関係政治団	体の区分	•
事務担当者	fの氏名 (姓)	(名)		<ul><li>☑ 有</li><li>□ 無</li><li>公 職 (</li></ul>	の種:	類 衆議	院議員			第1号に任	規正法第19 系る国会議員 規正法第19	員関係政治	冶団体
	横田	朋大		(現職・候							系る国会議員		
(電話)	080-1701-	3569	_	資金管理 出をした	団体の 者の氏	——— 届 <sup>(姓)</sup> <sup>名</sup> 横田		(名) 朋大		公職の候補の氏		(名) 朋大	
(電話)						3. <del>-</del>				公職の種(現職・候補者の	類衆議院認		
(電話)										公職の候補の氏名(2人		(名)	
										公職の種	類		



国会議員関係	系政治団体の	区分				
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体 ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体						
公職の候補者の 氏 名	(姓) 横田	ボ吸行団体 (名) 朋大				
公職の種類(現職・候補者の別)						
公職の候補者 の氏名(2人目)	(姓)	(名)				
公職の種類 (現職・候補者の別)						
公職の候補者 の氏名(3人目)	(姓)	(名)				
公職の種類 (現職・候補者の別)						

資金管理団体の指定の期間

令和6年 9月 13日 から 令和6年 12月 31日

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

令和6年 9月9 13日 から 令和6年 12月 31日

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

## 収支の状況

#### 1 収支の総括表

収 入 総 額	280, 000
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	280, 000
支 出 総 額	210, 600
翌年への繰越額	69, 400

#### 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個	国人の負担する党 <b>費</b> 又は会 <b>費</b>	
金	額	0
員	数(党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附								
ア 寄附(イを除く。)の区分	金	額	備	考				
(ア) 個人からの寄附		280, 000						
(うち特定寄附)		0						
(イ) 法人その他の団体からの寄附		0		s				
(ウ) 政治団体からの寄附		0						
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)		280, 000		0				
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		0						
イ 政党匿名寄附		0						
合 計 (ア + イ)		280,000						

(その7)

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分 1. 個人		
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在 地)	職業(団体にあっては、代 表者の氏名)	備考
1	横田朋大	60,000	R6/12/31	長崎県諫早市平山町357-25	政治団体役員	事務所の無償提供
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	60, 000				
	その他の寄附	220, 000				
	合 計	280, 000				

(その13)

#### 3 支出項目別金額の内訳

6 文田·英日州亚根の口脈			
(1) 支 出 の 総 括 表			
項目	金額	備 本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	考
		供与した父付金に係る文出	
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	0	
(4) 事 務 所 費	0	0	
小計	0	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	150, 600	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エその他の事業費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 • 交 付 金	0	0	
(6) その他の経費	60, 000		
小計	210, 600		
合計	210,600		

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳	訳 項 目 別 区		目 別 区 分	1. 組織活動費 
A= 505, FI	+ U 0 D 4	↑ ##	<i>x</i>	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主
行番号	支出の目的	金額	年月日	(団体にあっては、その名称)	たる事務所の所在地)
1	航空券代	18, 790	R6/11/21	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティ センター
2	航空券代	17, 390	R6/11/21	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティ センター
3	新幹線代	17, 860	R6/11/26	九州旅客鉄道株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目25 番21号
4	航空券払い戻し手数料	18, 200	R6/12/10	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティ センター
5	航空券代	28, 420	R6/12/13	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティ センター
6	航空券代	28, 200	R6/12/20	日本航空株式会社	東京都品川区東品川二丁目4番11号 野村不動産天王洲ビル
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	この頁の小計	128, 860			
	その他の支出	21, 740			

150,600

計

合

(その15)

	(0) 水沙江新港の田司		項		9. その他の経費		
	(3) 政治活動費の内訳				0		
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備考	
1	金銭以外のものによる寄附 相当分	60,000	R6/12/31	Y	長崎県諫早市平山町357-25		
2							
3		-				_	
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	この頁の小計	60, 000					
	その他の支出	0					
	合 計	60,000					

(その17)

# 資産等の状況

#### 1 資産等の総括表

資産等の有無							
資産等の項目別区分	有	無	備				
ア土地		V					
イ建物		v					
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		V					
エ 取得の価額が100万円を超える動産		v					
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又 は <b>賍</b> 金 ( 普 通 貯 金 を 除 く 。)		V					
力 金 銭 賃 託		☑					
キ 有		☑					
ク 出 資 に よ る 権 利		☑					
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		Ø					
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		<b>V</b>					
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権 利		Ø					
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		Ø					

## 宣

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)  $\overline{\phantom{a}}$

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 2月 8日

政治団体の名称 横田ともひろ後援会

会計責任者の氏名

横田

朋大



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

#### 政治資金監查報告書

令和7年2月10日

横田ともひろ後援会 代表 横田 朋大 殿

#### 1 監査の概要

- (1)私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、横田ともひろ後援会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、横田ともひろ後援会の主たる事務所において行った。

#### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第 1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し 難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づい て支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

#### 3 業務制限

横田ともひろ後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違 反する事実はない。

また、横田ともひろ後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上